

あす綜合法律事務所 行動計画

全従業員が仕事と家庭を両立することができ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年7月1日 ～ 令和9年6月30日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児・介護のためのテレワーク等の制度を導入する。

<対策>

●令和6年7月～

- ①対象業務や対象者、ルール等について検討し、課題を分析後に制度を導入する。
- ②制度の導入を従業員に周知する。

目標2：子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

●令和6年7月～

- ①従業員へのアンケート調査や検討を行い、制度を拡充する。
- ②制度の拡充を従業員に周知する。

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

●令和6年7月～

- ①年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ②年次有給休暇を計画的に取得するよう従業員に促す。